

第六号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国抵当証券の基本的仕組み等】(4)

第2【発行（売出）価額の総額】(5)

第3【発行（売出）価格】(6)

第4【利率】

第5【弁済期】

第6【利払日及び利息支払の方法】

第7【募集の方法】

第8【申込期間及び申込取扱場所】

第9【払込期日及び払込取扱場所】

第10【手取金の使途】(7)

第11【内国抵当証券の番号、登記所の表示及び証券作成の年月日】

第12【金融商品取引業者の概要】

第13【その他】(8)

第二部【原資産情報】

第1【抵当権の状況】

1【概況】

(1)【内国抵当証券に係る法制度の概要】(9)

(2)【内国抵当証券の基本的性格】(10)

(3)【内国抵当証券の目的財産の沿革】(11)

(4)【内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者】(12)

2【貸付債権の概要】

(1)【金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要】(13)

(2)【貸付債権の内容】(14)

(3)【貸付債権の回収方法】(15)

(4)【信用補完】(16)

(5)【その他】(17)

3【内国抵当証券保有者の権利】(18)

4【貸付債権の弁済状況】(19)

第2【内国抵当証券の目的財産の概況】

- 1【内国抵当証券の目的財産の概要】⁽²⁰⁾
- 2【内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況】⁽²¹⁾
- 3【内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項】⁽²²⁾
- 4【内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容】⁽²³⁾
- 5【抵当権の実行に係る制約】⁽²⁴⁾

第3【リスク情報】⁽²⁵⁾

第4【その他】⁽²⁶⁾

第三部【特別情報】

第1【発行者の経理状況】⁽²⁷⁾

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】

第2【貸付債権に係る債務者の経理の概況】⁽²⁸⁾

- 1【資産及び負債の状況】
- 2【損益の状況】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第二部 原資産情報」に掲げる事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。⁽⁴⁾ cにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽¹³⁾ 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁾ c、⁽¹⁷⁾ c、⁽²⁶⁾ c、⁽³⁰⁾ 及び⁽³¹⁾により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

- (3) 届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額
 - a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
 - (4) 内国抵当証券の基本的仕組み等
 - a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者（内国抵当証券の所有者をいう。bにおいて同じ。）の主な権利内容（利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等）及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
 - b 契約等において、当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
 - c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下cにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
 - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
 - (b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額
 - 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。
 - (6) 発行（売出）価格
 - 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
 - (7) 手取金の使途
 - 金融商品取引業者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、金融商品取引業者が業務を委託する者（以下「業務受託者」という。）に対する出資又は融資等）を記載すること。
 - (8) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金・申込手数料がある場合にはそれに関する事項、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該届出に係る募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国抵当証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額について記載すること。

- (9) 内国抵当証券に係る法制度の概要
内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産（内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地若しくは建物又は抵当権の目的たる地上権の目的たる土地をいう。以下この様式において同じ。）の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (10) 内国抵当証券の基本的性格
内国抵当証券の基本的性格（譲渡の方法、内国抵当証券上の権利行使の方法）について記載すること。
- (11) 内国抵当証券の目的財産の沿革
内国抵当証券の目的財産に係る抵当権の設定経緯について記載すること。
- (12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者
- a 内国抵当証券に表示される貸付債権の債務者、内国抵当証券に表示される抵当権の設定者、当該債務者に信用補完（内国抵当証券に表示される抵当権の設定を除く。（14）及び（16）において同じ。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
 - b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は内国抵当証券に表示される貸付債権に係る貸付契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
- (13) 金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要
金融商品取引業者の貸付に係る事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。
- (14) 貸付債権の内容
内国抵当証券に表示される貸付債権について、その発生原因、元本の償還期間、元本返済の方法、固定金利・変動金利の別及び金利等、その基本的性格について概略的に記載すること。内国抵当証券に表示される貸付債権について、信用補完がなされているものに限られている場合にはその内容を概略的に記載すること。
- (15) 貸付債権の回収方法
内国抵当証券に表示される貸付債権の回収の方法及び手続について記載すること。
- (16) 信用補完
当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (17) その他
内国抵当証券に係る抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。
- (18) 内国抵当証券保有者の権利
- a 内国抵当証券の償還金額の計算方法等について記載すること。
 - b 内国抵当証券に表示される貸付債権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (19) 貸付債権の弁済状況
当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間（第23条に定める期間をいう。）の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。
- (20) 内国抵当証券の目的財産の概要
内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地、建物又は地上権の表示、抵当権設定者及び第三取得者の氏名及び住所、抵当権の順位及び登記の年月日、当該抵当権以外

の抵当権その他担保権の登記があるときは債権額、債権者の氏名及び住所並びに登記の年月日その他内国抵当証券の目的財産に係る重要事項の概要を記載すること。

(21) 内国抵当証券の目的財産の利用及び管理状況

内国抵当証券の目的財産に係る地上権、永小作権、地役権又は賃借権の登記があるときはその権利者の氏名及び住所並びに登記の年月日、登記されていない内国抵当証券の目的財産の利用権に関する契約があるときはその契約の概要（利用権の内容及び期間、利用権を有する者の氏名及び住所、契約の終了事由）、その他内国抵当証券の目的財産を占有している者の有無及び当該占有者による占有の状況並びに内国抵当証券の目的財産の管理を委託された者がある場合にはその管理者の名称又は氏名及び住所及び管理状況を記載すること。

(22) 内国抵当証券の目的財産の評価に関する事項

抵当証券法（昭和6年法律第15号）第11条の規定により内国抵当証券の交付を受けた時の内国抵当証券の目的財産の鑑定評価額及び有価証券届出書提出日前1年以内における鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格、その他これに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等）について記載すること。

(23) 内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利の内容

内国抵当証券に表示される抵当権に優先する権利があるときは、当該権利の内容及び被担保債権額を記載すること。

(24) 抵当権の実行に係る制約

a 内国抵当証券の目的財産について、不法占有者の存在、内国抵当証券に表示される抵当権の実行に係る制約その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。

b 内国抵当証券の目的財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な事実がある場合には、その内容を記載すること。

(25) リスク情報

a 有価証券届出書に記載した事項のうち、債務者に関する事項、抵当権に関する事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(26) その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(27) 発行者の経理状況

「第1 発行者の経理状況」の事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。

(28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況

貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。

(29) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国抵当証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国抵当証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再

編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。